

厚生労働大臣の定める掲示事項

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療行為を行っている医療機関です。

1. 当院は以下の各種指定を受けた医療機関です。

労災保険指定病院、生活保護法指定病院、救急医療告知病院、原子爆弾被爆者医療一般指定病院

2. 当院は施設基準に適合している保険医療機関として東海北陸厚生局長に届け出て、以下の許可を受けています。

当院 2 階病棟は、「**一般病棟入院基本料 1（急性期一般入院基本料 4）**」「**DPC 包括入院料**」の届け出を行っています。（日勤・夜勤あわせて）入院患者 10 人に対して 1 人の看護職員がおり、看護基準を満たしています。看護職員の勤務数、配置は病棟に掲示しております。

DPC 医療機関別係数 1.1663

（基礎係数 1.0063+機能評価係数Ⅰ 0.0841+機能評価係数Ⅱ 0.0616+救急補正係数 0.0143+激変緩和係数 0.0000）

当院 3 階病棟は、「**地域包括ケア入院料 1**」の届け出を行っています。専従の理学療法士 1 名以上を常勤配置しています。看護職員・看護補助職員の配置は病棟に掲示しております。

当院 4 階病棟は、「**回復期リハビリテーション病棟入院料 1**」の届け出を行っています。脳血管疾患又は大腿骨頸部骨折等の患者さんに対し、集中的なリハビリテーションを行なう病棟であり、専任の医師 1 名の他、専従の理学療法士 3 名以上及び作業療法士 2 名以上、言語聴覚士 1 名以上、専任の管理栄養士を 1 名以上、専従の社会福祉士等 1 名以上を常勤配置しています。看護職員・看護補助職員の配置は病棟に掲示しております。

当院では医師・看護師が、それぞれの業務に専念できる勤務環境を作るために、平成 24 年 4 月より勤務医、看護師負担軽減計画策定部会を立ち上げ、負担軽減を図る取り組みを行っています。

四日市市は 5 級地に区分され、「**地域加算**」として 1 日当たり 9 点を加算しております。

当院は、**入院時食事療養（Ⅰ）**及び**入院時生活療養（Ⅰ）**の届け出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時・適温で提供しています。また、ご病状に応じ治療食も提供しています。

区分	入院時食事療養費の標準負担（1食当たり）
一定以上所得者・一般	510円
低所得（Ⅱ）	240円 190円（長期入院該当）
低所得（Ⅰ）	110円

療養病床に入院する 65 歳以上の患者さんは、食費のほか居住費を含めた『入院時生活療養費』となります。

区分	入院時生活療養費の標準負担（1食当たり）	居住費（1日当たり）
現役並み所得者	510円	370円
一般		
低所得者Ⅱ	240円	
低所得者Ⅰ②（注1）	140円	
低所得者Ⅰ①（注2）	110円	0円

※（注1）厚生労働大臣が定める状態にある患者さん

※（注2）世帯全員が市民税非課税世帯で、老齢福祉年金を受給している方

3. 当院は、上記以外に下記の基本診療料の施設基準に適合している保険医療機関として、東海北陸厚生局長へ届け出を行っています。

診療録管理体制加算 2：専任の診療情報管理士を配置し、その他の診療録管理体制を整え、患者さんに対し診療情報の提供を行なっています。

医療安全対策加算 2・医療安全対策地域連携加算 2：医療安全確保のための業務改善等を継続的に実施しています。

他の保険医療機関との連携により、医療安全対策を実施するための必要な体制を有しています。

感染対策向上加算 2・連携強化加算・サーベイランス強化加算：感染制御チームを設置し、連携医療機関のカンファレンスに参加し、院内感染防止対策を行っています。感染対策連携共通プラットフォーム（J-SIPHE）に参加しています。

入退院支援加算 1：入院患者さんの入退院に係る調整を図る部門が設置され、退院調整を行なうにつき十分な体制を有しています。

入院時支援加算：入院患者さんの入退院に係る調整を図る部門が設置され、入院前より支援を行うにつき十分な体制を有しています。

地域連携診療計画加算：連携する保険医療機関等と地域連携診療計画を共有しており、評価等を行うための機会を定期的に設けています。

患者サポート体制充実加算：相談窓口を設置し、相談内容に応じた適切な職種が対応を行っています。

病棟薬剤実施加算 1：病棟専任の薬剤師が、病棟薬剤業務を行っています。

データ提出加算 2・データ提出加算 4：DPC フォーマットデータの提出を行っています。

医師事務作業補助体制加算 2：医師の事務作業を補助する体制を有しています。

救急医療管理加算：救急医療に対する基準を満たし、救急医療を行い、緊急の入院を受け入れる体制を有しています。

後発医薬品使用体制加算 1：後発医薬品を検証し、積極的に使用しています。厚労省の使用体制の基準を満たしています。

認知症ケア加算 3：認知症を有する患者のケアを行うにつき十分な体制を有しています。

機能強化加算：健康診断等に係る相談及び夜間・休日の救急診療の問い合わせへ対応を行っています。

せん妄ハイリスク患者ケア加算：せん妄のリスク因子の確認を行い、ハイリスク患者にせん妄対策を実施しております。

情報通信機器を用いた診療：情報通信機器を用いた診療の体制を有しています。

医療 DX 推進体制整備加算：医療 DX を活用する体制を有しています。

短期滞在手術等基本料 1：短期滞在手術を行うにつき十分な体制を有しています。

リハビリテーション・栄養・口腔連携体制加算：ADL 等の維持、向上及び栄養管理等、口腔管理を行うにつき十分な体制を有しています。

4. 当院は、上記以外に下記の特掲診療料の施設基準に適合している保険医療機関として、東海北陸厚生局長へ届け出を行っています。

薬剤管理指導：入院時に薬剤師が服薬指導など薬学的管理を行っています。

脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅰ)・初期・急性期加算：医師の指導監督の下、理学・作業療法士、及び言語聴覚士が患者様の訓練等行います。

廃用症候群リハビリテーション料(Ⅰ)・初期・急性期加算：医師の指導監督の下、理学・作業療法士、及び言語聴覚士が患者様の訓練等行います。

運動器リハビリテーション料(Ⅰ)・初期・急性期加算：医師の指導監督の下、理学・作業療法士が患者様の訓練等行います。

呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)・初期・急性期加算：医師の指導監督の下、理学・作業療法士が患者様の訓練等行います。

CT 撮影及び MRI 撮影：マルチスライス CT 装置、及び 1.5 テスラ以上の MRI 装置を有しています。

検体検査管理加算(Ⅰ・Ⅱ)：検体検査を行うにつき十分な体制が整備されています。

胃瘻造設術（経皮的内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む。）：所定点数の 100 分の 80 に相当しない施設として届出を行っています。

胃瘻造設時嚥下機能評価加算：摂食機能に係る療養を行うにつき相当な実績及び十分な体制を有しています。

輸血管理料Ⅱ・輸血適正使用加算：輸血管理を行うにつき十分な体制を整備しています。

糖尿病合併症管理料：専任の常勤医師および看護師を配置し、糖尿病足病変の指導を行っています。

糖尿病透析予防指導管理料：専任の常勤医師および看護師を配置し、透析予防の指導を行っています。

地域連携診療計画加算：連携する保険医療機関等と地域連携診療計画を共有しており、評価等を行うための機会を定期的に設けています。

在宅療養支援病院（2）・在宅時医学総合管理料：在宅での療養を行っている患者の病状の急変等により入院が必要となった場合に、円滑に入院でき、患者の意向を踏まえた医療が提供される取組を行っています。

在宅医療 DX 情報活用加算：在宅医療 DX を活用する体制を有しています。

下肢創傷処置管理料：基準を満たす施設において、下肢の潰瘍を有する患者さんに対し計画的な治療・指導を行っています。

椎間板内酵素注入療法：手術を行うに当たり日本脊椎脊髄病学会より認定され、緊急手術が可能な体制を有しております。

在宅がん医療総合診療料：居宅において療養を行っている末期の悪性腫瘍患者であって通院が困難なものに対して、計画的な医学管理の下に総合的な医療を提供できる体制を有しています。

CT 透視下気管支鏡検査加算：マルチスライス CT を有し、検査を行うにつき十分な体制を整備しています。

ニコチン依存症管理料：敷地内が禁煙であり、禁煙治療を適切に行える体制を整備しています。

小児運動器疾患指導管理料：当該療養を行うにつき十分な経験を有する医師を配置しております。

がん性疼痛緩和指導管理料：がん性疼痛の症状に対して、緩和ケアを担当する医師を配置しております。

二次性骨折予防継続管理料 1・2・3：骨粗鬆症の診療を行うにつき十分な体制を有しています。

緊急整復固定加算：緊急手術が可能な体制を有しています。

後縦靱帯骨化症手術：脊椎又は脊髄に係る手術について十分な経験を有する医師を配置しています。

看護職員処遇改善評価料 3 3：急性期医療を提供するにつき十分な体制が整備されています。

外来・在宅ベースアップ評価料 I：外来又は在宅医療を実施しており、対象職員の賃金の改善を実施するにつき十分な体制が整備されています。

入院ベースアップ評価料 68：入院基本料等を算定している医療機関であり、対象職員の賃金の改善を実施するにつき十分な体制が整備されています。

5. 当院は、入院時食事療養の基準に手起動している保険医療機関として、東海北陸厚生局長に届け出て、入院中の食事は病院で準備しています。
適時・適温の給食を提供しています。

（配膳時間 朝食：7 時 3 0 分 昼食：1 2 時 3 0 分 夕食：1 8 時 0 0 分）

6. 当院は、特定療養費の施設基準に適合している保険医療機関として、東海北陸厚生局長に届け出て、入院中の食事は病院で準備しています。

特別な療養環境の提供、入院期間が 180 日を超える入院

（一般病棟入院基本料：2,200 円 特定入院基本料：1,595 円）

7. 当院では、4人室以上の大部屋を除く個室・2人室には、下記のように室料をご負担いただいています。
また、文書料など以下の項目について、その使用料・利用回数等に応じて実費の負担をお願いしております。

個室			(消費税込)		
部屋番号	金額	部屋番号	金額	部屋番号	金額
213	6,050円	320	6,050円	350	9,570円
218	6,050円	325	6,490円	352	9,570円
223	6,050円	327	6,490円	356	9,570円
225	6,050円	331	6,490円	358	9,570円
227	6,490円	333	6,490円		
231	6,490円				
個室			(消費税込)		
部屋番号	金額	部屋番号	金額	部屋番号	金額
405	6,050円	413	9,570円	415	9,570円
2人室			(消費税込)		
315	4,400円				

★その他実費負担分（消費税込）			★診断書料（1枚につき 消費税込）	
テレビ使用料	1日につき	330円	院内の書式によるもの（証明書含む）	2,200円
Consent使用料	1日につき	330円	院外の書式によるもの	4,400円
冷蔵庫使用料	1日につき	154円	後遺症診断書など複雑なもの	5,500円
体温計（破損時）	1個につき	220円	自動車賠償保険明細書	5,500円
イヤホン（破損時）	1個につき	220円	自動車賠償保険明細書（健保関係）	7,700円
ねまき	1枚につき	2,530円	自動車賠償保険診断書	4,400円
ディスプレイ・ショーツ	1枚につき	220円	死亡診断書（初回）	4,730円
付き添い布団一式	1日につき	550円	死亡診断書（2通目以降）	2,200円
付き添い食（朝・昼・夕）	3食	1,650円	死体検案書	6,600円
選択メニュー	1日につき	55円	※診断書の書式・内容により値段が異なる場合があります。	
特別メニュー	1食	550円、770円、1,980円		

当院で紙オムツ等をご使用される場合は、病院で全てご用意しております。紙オムツ等の販売価格は下記の通りです。

品名	1枚当り<税込>
紙オムツ Sサイズ	165円
紙オムツ Mサイズ	130円
紙オムツ Lサイズ	152円
尿取りパット スーパー(300cc)	33円
尿取りパット ウルトラ(600cc)	66円
パンツタイプ紙オムツ Sサイズ	140円
パンツタイプ紙オムツ Mサイズ	182円
パンツタイプ紙オムツ Lサイズ	221円

8. その他

診療録開示については、総合窓口へお尋ねください。

健康診断等に係る相談及び夜間・休日の救急診療に関しては、当院へお問い合わせください。

「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

富田浜病院では、厚生労働省の指示に基づき、平成 22 年 4 月 1 日より、領収証の発行の際に、「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」を発行することと致しました。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、平成 30 年 4 月 1 日より、明細書を無料で発行することと致しました。

これは、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から実施されるものです。

明細書へは、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されたものであることや、毎回お渡しするものでありますから、主旨をご理解いただいた上で、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口までお申し出ください。

なお、一旦お申し出された後も、変更は随時受付しておりますので、同じく会計窓口までお申し出ください。